

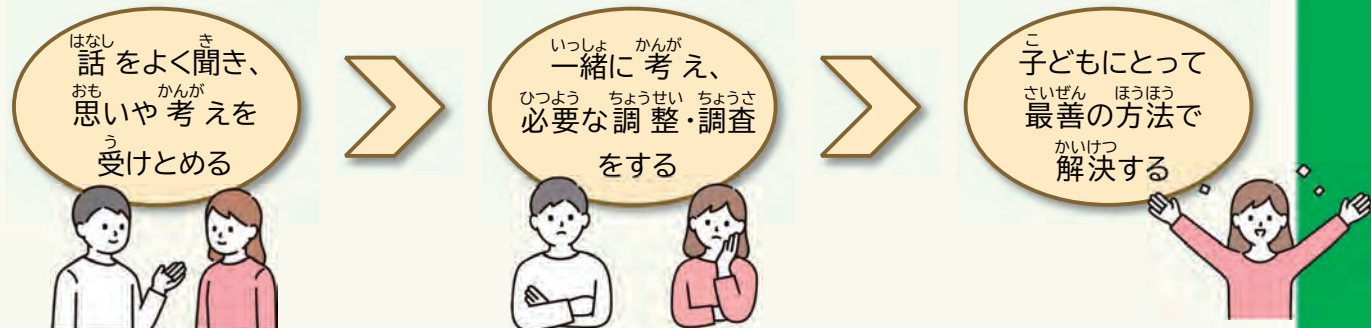
迷うことや困ったことがあったときには、 どうしたらいいの？

なかのく
中野区には「**子どもオンブズマン**」という人もいます

子どもの権利を保障するために、子どもオンブズマン(子どもの権利救済委員)が
設けられました(第24条～第27条)。

子どもオンブズマンはあなたの相談に乗り、あなたにとって最も善いと考えられること
を行います。あなたに代わって調整や調査を行い、関係者にあなたの意見を伝えたり、
改善をお願いすることができます。

まわ おとな
周りの大人に
そうなん
相談しよう！



子どもオンブズマンへの相談窓口

子ども相談室 ポカコロ

げつようび すいようび きんようび こご じ こご じ
月曜日～水曜日、金曜日 午後1時から午後7時まで
どようび ぜん じ
土曜日 午前10時から午後4時まで

※木曜日・日曜日・祝日、年末年始(12/29～1/3)はお休み

★ 電話 **0120-463-931**

★ メール kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp

★ 手紙 〒165-0027 中野区野方1-35-3 子ども相談室 あて



ホームページ

つうわりよう
通話料は
かかりません



マスコットキャラクター
「だんごず」



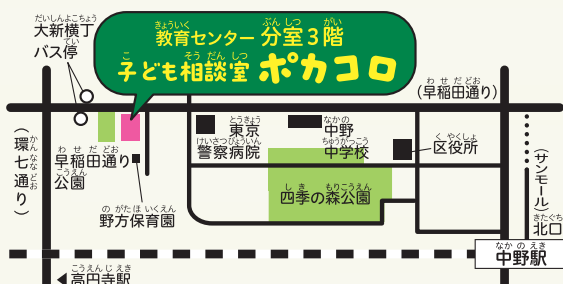
メール相談
フォーム

きって
切手のいらない
せんようし
専用紙もあります

地図



もっと詳しい地図



とうきょうけいざいだいがく のむらたけしきょうじゅ がくせい
東京経済大学 野村武司教授と学生にこのリーフレット案
をかんが
考えていただきました。

くりつめいわちゅうがっこう せいと いけん
区立明和中学校の生徒さんにもご意見をいただきました！

ねん がつ
2022年4月スタート！

中野区子どもの権利に関する条例 ができました！！



なかのく
中野区シティプロモーションキャラクター
なかのだいす
「中野大 好きナカノさん」 ©中野区

すべての人、は、生まれながらにして幸せに生きるための
権利を持っています。この権利は、子どもであっても
一人の人間として大切にされます。中野区は、子ども
をパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、
子どもにやさしいまち中野をつくっていきます。

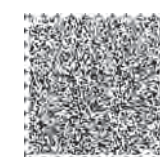
なかのく こ けんり かん じょうれい ぜんぶん
中野区子どもの権利に関する条例 前文より



くわ じょうれい ないよう
詳しい条例の内容は
こちらから



なかのく
中野区



1 そもそも子どもの権利って、なんだろう？

子どもの権利条約※では、大きく以下の4つの権利を定めているよ

生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利

※世界中の子どもたちがもつ権利を定めた条約で、1989年に国際連合で採択されました。日本は1994年に批准し、この条約を守ることを決めました。



2 中野区ではどんなことを大切にしているの？

【子どもの権利に対する基本的な考え方】 第3条より抜粋

- 命が守られ、愛情と理解をもって育まれること
- 意見、考え、思いを表明することができ、それらが尊重されること
- 子どもにとって、最も善いことは何かを第一に考えること
- 一人ひとりの個性が尊重され、全ての子どもの権利が保障されること

条例で子どもの権利がちゃんと保障されているよ！



身体的または
精神的な暴力を
受けないこと



健康的な生活をし、必要な
医療、行政
サービス等
を受けられること



自分の意見等を表明し、
それが尊重されること



権利を持つ個人
として尊重され、
自分についての
情報を知ること



失敗をしてもやり直せること
そのために必要
な環境が整え
られること

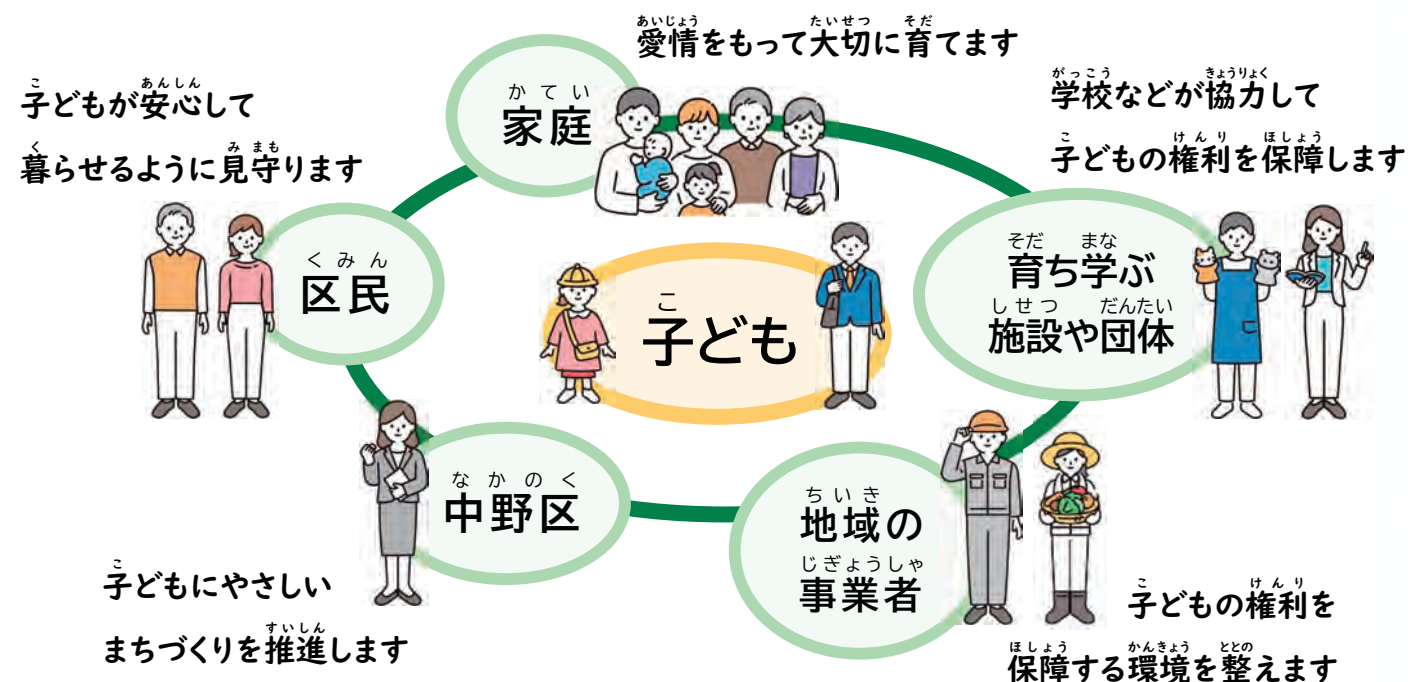


子どもの発達に応じて
そのプライバシーが
尊重されること



第9条第1項より抜粋

3 誰が子どもの権利を保障してくれるの？



4 中野区は、子どもの権利を保障するためにどんな取組をしているの？

子どもの権利の理解促進の
ためのリーフレット配布や
出前授業等の実施
(第4条第4項)

子どもの意見等を求める
ための子ども会議の開催
(第14条)

貧困の防止
(第17条)

学習スペースや公園
などの居場所づくり
(第19条)

虐待、体罰等の
防止
(第15条)



ほか
他にはどんな取組があるんだろう？



条例で定められている子どもの権利の全項目はこちらから